明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令（**財務**五六）　三
○株式会社国際協力銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令（**同**五七）　四
○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一一一）　五
○厚生労働省定員規則の一部を改正する省令（**同**一一二）　六
○労働基準法施行規則の一部を改正する省令（**同**一一三）　六
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**一一四）　七
○検疫法施行規則の一部を改正する省令（**同**一一五）　八
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（**同**一一六）　八
○東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令（**同**一一七）　八
○電気事業会計規則等の一部を改正する省令（**経済産業**五二）　一〇
○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令（**国土交通**八四）　一三
○都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**八五）　一七

〔告　示〕

○消費税転嫁対策特別措置法の規定により立入検査を行う職員の身分を示す証明書の様式を定める件（**国家公安委**三八）　一九
○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件（**金融庁**五六）　二〇
○日本住宅性能表示基準の一部を改正する告示（**消費者庁・国土交通**一）　二二
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（**総務**三七三）　二三
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**三七四）　二五
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（**同**三七五）　二九
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（**同**三七六）　三〇
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**三七七）　三〇
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件（**同**三七八）　三一
○政治資金規正法の規定により、政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった旨を公表する件（**同**三七九、三八〇）　三二
○消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第十五条第三項の規定に基づく総務省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める件（**同**三八一）　三三
○市町の境界の確定の件（**同**三八二）　三四
○株式会社日本政策金融公庫法第十七条第三項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件（**財務・農林水産・経済産業**七）　三五
○消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第十五条第三項の規定に基づく文部科学省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める件（**文部科学**一三七）　三六
○労働基準法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）並びに厚生労働大臣が定める疾病を定める件（**厚生労働**三一六）　三六
○ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針（**同**三一七）　四〇
○消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第十五条第一項又は第二項の規定による立入検査をする厚生労働省の職員の身分を示す証明書の様式を定める件（**同**三一八）　五〇
○薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（**同**三一九）　五一
○薬事法施行令第八十条第二項第七号ハの規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件（**同**三二〇）　五三
○医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件（**同**三二一）　五四
○予防接種に関する国際証明書の承認済の印の形式及び使用機関を廃止する件（**同**三二二）　五五
○東日本大震災に伴う厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者の特例を定める件（**同**三二三）　五五
○生活保護法による保護の基準の一部を改正する件（**同**三二四）　五六
○雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（**同**三二五）　五七
○消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第十五条第三項の規定に基づく経済産業省又は中小企業庁の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める件（**経済産業**二〇九）　五八

（以下次のページへ続く）